（機構が行う使用前検査）

第二十一条　令第二条第一項の規定により原子力規制委員会が独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせる検査に関する事務の一部（使用前検査に係るものに限る。次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項

二　前条第一項の表の上欄第三号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ　原子炉圧力容器又は原子炉格納容器に係る可燃性ガス濃度制御設備

ロ　常用電源設備

ハ　原子炉圧力容器本体内及び原子炉格納容器本体内の未臨界を監視する設備

ニ　原子炉格納容器本体内の酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置

ホ　原子炉圧力容器本体又は原子炉格納容器本体内の温度を計測する装置

ヘ　気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備及び廃棄設備並びにこれらの設備に係る堰

ト　廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置

チ　使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

リ　使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵用容器を用いるものに限る。）

ヌ　放射線管理施設

ル　使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料を取り出すための設備（燃料取扱設備を除く。）

ヲ　燃料取扱設備

ワ　使用済燃料運搬用容器

カ　原子炉施設の運転を管理するための制御装置

2　前項の規定にかかわらず、原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら使用前検査を行う必要があると認めた場合は、当該原子炉施設に係る使用前検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3　原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4　機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行う使用前検査の通知書等）

第二十二条　原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十条第一項の表の下欄に掲げる検査事項の使用前検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る令第二条第一項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該使用前検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一　使用前検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用前検査を受ける工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用前検査を行う時期

四　使用前検査を行う場所

五　使用前検査の対象

六　使用前検査の方法

3　前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一　法第六十四条の三第一項又は第二項の認可を受けた実施計画（使用前検査に係る部分に限る。）

二　第十九条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類

4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（使用前検査結果の通知）

第二十三条　機構は、令第二条第一項の規定により検査に関する事務の一部を行ったときは、遅滞なく、その結果を原子力規制委員会に通知しなければならない。

2　前項の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　使用前検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用前検査を受けた工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用前検査を行った年月日

四　使用前検査を行った場所

五　使用前検査の対象

六　使用前検査の方法

七　使用前検査の結果

（使用前検査終了証）

第二十四条　原子力規制委員会は、使用前検査を終了したと認めたときは、当該申請に係る使用前検査終了証を交付する。

（試験使用の承認等の申請）

第二十五条　第二十条第二項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用しようとする原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用しようとする原子炉施設の概要

四　法第六十四条の三第一項又は第二項の認可の年月日

五　申請に係る原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六　使用の方法

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が試験のための使用以外の使用に係る場合は第二号の書類を添付することを要しない。

一　使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二　試験項目及び試験工程表

（溶接検査を受ける原子炉施設）

第二十六条　溶接検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、原子炉施設の使用の開始前に当該原子炉施設の溶接について行うもの（溶接をした原子炉施設であって輸入したものの当該溶接について行う検査を除く。）をいう。以下同じ。）を受ける原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二　原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

三　実施計画に定められた原子炉施設に属する容器又は管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

四　実施計画に定められた原子炉施設に属する容器（第三号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの